

目 的

平成28年4月に本市、認可外保育施設において発生した午睡中の死亡事故の再発防止策として、平成30年6月から、認可・認可外を問わず市域の全保育施設を対象に、重大事故が発生しやすい時間帯（睡眠中、食事中、プール活動・水遊び中）に重点をおいて、事前通告なしに訪問し、保育状況の現地確認をすることにより重大事故の発生を防ぐ。

対象施設数

対象施設	施設数
民間保育園	354
認定こども園	60
地域型保育事業	183
認可外保育施設	229
合 計	826

対象施設数は、平成30年6月1日現在

- ・ 公立（公設置公営・公設置民営）保育所については、保育所運営課が巡回を実施。
- ・ 認可外保育施設のうち、（公財）児童育成協会が、抜き打ち調査を行う企業主導型保育事業を除く。

取組内容

- ・ 「大阪市事故防止巡回支援指導員（非常勤嘱託職員）」5名を配置し、対象施設を年1回（＋随時）巡回する。
- ・ 状況に応じ、随時、再訪を行うとともに、必要に応じて監査部門等と連携を図る。
- ・ 重大事故につながりやすい食事中、午睡中、プール活動・水遊び中の場面に重点をおいて、事前通告なしに訪問する。
- ・ 「事故防止巡回支援指導チェックリスト（参考資料11）」にて、各保育施設の規模や状況に応じた適切な事故防止対策が行われているか、保育 状況を確認しながら必要に応じた指摘、指導・助言を行う。
- ・ 「事故対応マニュアル」の整備状況の確認と作成・改訂及び事故対応訓練を定期的の実施するよう指導・助言を行う。
- ・ 事故防止に関する相談に応じ、事故防止に関する資料を情報提供する。
- ・ 配付した「重大事故防止啓発用ポスター」の掲示、「手引き」及び「基礎編」の活用による危機管理意識の向上を促進する。